

随意契約及び比較見積り省略理由書

工事名 : 安威川ダム 大岩地区ため池法面对策工事

本工事は、大岩地区ほ場のため池を築造する「安威川ダム 大岩地区基盤整備工事（H31-1）」（以下、近接工事）で施工中の切土法面において、風化・浸食の進行がみられるため、緊急的に対策工を実施するものである。

当初計画では、近接工事において、ため池の切土法面の掘削工を完了し、後発工事で切土法面の保護工を実施する予定であった。しかしながら、今年度の8月に発生した台風10号に伴う降雨などを契機に、引き受け済みである切土法面の風化・浸食の著しい進行によって、不安定な巨石等が露出し崩落の恐れがあるなど、近接工事の進捗に多大な支障をきたしている状況である。そのため、地元への補償条件である令和3年春の営農再開に向け、工事の安全性と進捗確保を念頭に早急な対応が必要であったことから、対策工法に関する詳細設計を行い、2月上旬に完了したところである。

当該切土法面の低位標高部を含む近接エリアでは近接工事が稼働中であるが、巨石等を含む法面崩落や危険な上下作業を回避し、安全を確保しながら、近接工事の進捗を図るためには、他業者による分離施工は不可能であり、近接工事との一体的な施工が不可欠である。

以上のことから、本工事は「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合」に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、近接工事の施工者である株式会社島田組との随意契約とし、特定の者でなければ履行できないことから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積りを省略する。